

信教の自由と政教の分離原則

並 河 啓 后

1 はじめに

オウム真理教事件に端的に現れた「新新宗教」問題は、宗教団体と国家との関わりに再検討の機運をもたらし、宗教法人法の改正を促した。オウム真理教団に対する破壊活動防止法の適用は見送られたが、組織的テロ行為に対する立法的対処の必要性が減じた訳ではない。また自民党一党優位体制の崩壊と連立政権の誕生に伴う政党の再編劇の渦中で改めて宗教団体と政治活動のあり方が問題とされている。さらに伝統的宗教である神社神道と国家との癒着現象の払拭は、依然として進んでいない。

本稿では、このような今日的現象を念頭に置きながら、日本国憲法の「政教の分離原則」の解釈と適用について、ささやかな提言を行おうとするものである。

2 日本国憲法の定める「信教の自由と政教の分離原則」

日本国憲法の関連条文は次のとおりである。

第20条一項前段 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。

第20条二項 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

.....

第20条一項後段 いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第20条三項 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは

団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

そして、上記の……線より上の、すなわち憲法20条一項前段と20条二項とが、国民個々人の「信教の自由」を保障する部分=「人権規定」であり、………線の下の部分は、国民の「信教の自由」権を、より確実に保障するため、国家と宗教との結合を禁止した「政教の分離」規定と一般的に説明されている。そしてこの「政教の分離」原則（規定）は、「信教の自由」権の保障を確保・貫徹するための手段として「政教の分離」という「制度」を保障している（制度的保障説）との説明が広くなっている¹⁾。

国家が特定の宗教を保護したり、特権的地位を与えるなど、国家と特定の宗教が結合すると、他の宗教を異端視して、宗教的迫害を加えたことは歴史の示すところである。信教の自由の保障のためには、国家の非宗教性ないしは宗教的中立性が求められていると言える。日本国憲法の保障する「信教の自由権」と「政教の分離原則」とはそのような意味で表裏一体の関係にあるといえる。

しかしながら、現代の西欧立憲諸国家においては、教会と国家の関係にはかなりの違いがあり、「政教の分離」原則が普遍的原理となっている訳ではかならずしもない。日本の「政教の分離」の考察に際して参考までに主要先進国の国家と教会（宗教）との関係を簡単ながら見ておくこととしよう。

3 先進主要国における「信教の自由と政教の分離」

アメリカ合衆国やフランスなど西欧諸国家で言われる「政教の分離」とは、教会と国家との分離を意味し、世俗的・現世的権力としての国家権力と、宗教上の権力としての教権との分離のことと理解されている。

そして、こうした国家の「権力」と「教權」との分離の形態は、一般的に、

(1) 「連邦議会は、国教の樹立を規定し、もしくは信教上の自由な行為を禁止する法律 …… を制定してはならない」(アメリカ合衆国憲法修正第1条)とするアメリカや、「フランスは、不可分の、非宗教的、民主的かつ社会的な共和国である」(フランス第五共和国憲法)として国家の非宗教性を宣言したフランスに見られる『厳格な政教分離』型、

(2) 「国家とカトリック教会は、各自その固有の領域において、独立・最高である」(イタリア共和国憲法)として国家と教会との住み分けを行うイタリアや、「宗教教育は、宗派にかかわりのない学校を除いて、公立学校においては、正規の授業科目である。宗教教育は、国の監督権を妨げることがなければ、宗教団体の教義に沿って行われるものとする」(ドイツ共和国基本法)として、国家と宗教団体との一定の協力関係を前提とするイタリア・ドイツ型、

(3) 国教制度 (the Establishment) を温存しつつ、国教以外の宗教を排斥しないと云う論理で宗教の寛容性を保持するイギリス型、
とに区分されている²⁾。

そして、イタリア、ドイツ、イギリスでは、これらの形態が市民の基本的人権としての「信教の自由権」を些かでも侵害するものではないと考えられている。かように「信教の自由」と「政教の分離」とは、表裏一体の関係にあると言ってもアメリカ・フランス型の「厳格」タイプが、唯一絶対的なものではないことをここで確認しておきたい。換言すれば、国家と宗教（教会）との関係は、それぞれの国家の歴史的、社会的状況の相違により多様なあり方が見られると云うことである。

4 日本国憲法と「政教の分離」

周知のとおり、近世におけるわが国の信教の自由の歴史をみると、江戸時代には幕府により仏教が手厚い保護を受け、キリスト教は苛酷な弾

圧を受け禁圧されていたし、明治憲法下においても、臣民の権利として「信教ノ自由ヲ有ス」（旧憲法28条）と保障されてはいたが、実際には、「神社は宗教にあらず」とされ、神社神道は国教としての取扱いを受けた。したがって、臣民の権利としての「信教ノ自由」と言っても、神社の国教的地位と両立する限度で認められたにすぎず、キリスト教団や大本教に対する弾圧に象徴されるように眞の意味での信教の自由が保障される事はなかった。

このような明治以降の神社に与えられた国教的地位と、天皇とその祖先の神格性にもとづく教義は、国粹主義の台頭とともに日本軍国主義の精神的支柱となつた。無謀な侵略戦争を行い大敗して、連合国軍の軍事占領下に置かれた日本政府に対し「神道の国家からの分離」を命じた総司令部からの「国教分離指令」（「国家神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督及弘布ノ廃止ニ関スル覚書」1945年12月）と「天皇の人間宣言」（1946年1月1日）とは、現代型日本国憲法の「政教の分離」規定の生誕の基底と考えられる。別言すれば憲法20条と89条の「政教の分離」の「主眼は、国家と神社神道との徹底的分離という点にある」と理解されねばならない³⁾。

ところが学説・判例では、政教の分離といつても「国家と宗教とのかかわり合いを一切排除するものと考えるのは適当でない」⁴⁾とか「現実の国家制度として、国家と宗教との完全な分離を実現することは、实际上不可能に近い」⁵⁾といった説示がなされが多く、また、逆に「国家と特定の宗教団体との結びつきを一切許さない」とする学説もある⁶⁾。これらの説示のいずれが正しいかについては単なる解釈理論としてのみでは判断できない。すでに西欧諸国家の「政教の分離」の諸相を見たように、諸国家の憲法の背後にある国家と宗教をめぐる歴史や社会状況を抜きにして抽象的な理論で決着することは出来ないからである。

したがって日本国憲法の「政教の分離」規定は、「国家と神社神道」については「徹底的分離」が意図されていると解釈することが立法沿革

史から正当である考えられるが、その他の宗教についても、同様に「徹底的分離」が意図されていると理解し解釈することが妥当であると直ちに断定することはできないと思われる。日本国憲法の「政教の分離」をめぐる判例理論においてもこの点における峻別があいまいな為に問題を残してきたといえる。「従来の判例の大まかな流れを見てみると、圧倒的に議論の多かったのは、とくに『神社』ないし『神道』に関連して、政教の分離原則ないし国の宗教的活動にかかる事例である」と指摘できるから⁷⁾、より一層問題とされねばならない。そこで次に主要な判例を素材として考えたい。

5 リーディング・ケースしての「津市地鎮祭訴訟最高裁判決」と「愛媛玉ぐし料訴訟最高裁判決」

(1) 「津市地鎮祭訴訟」で最高裁判所が初めて採用したいわゆる「目的・効果基準」については、すでに議論が尽くされているので、できるだけ重複を避けて、ここでは、その前提とされている「政教の分離」解釈に的を絞ってまず検討したい。

本判決で最高裁判所は、「政教の分離原則が現実の国家制度として具現される場合には、それぞれの国の社会的・文化的諸条件に照らし、国家は実際上宗教とある程度のかかわり合いをもたざるをえない」とし、「政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかわり合いをもつことを全く許さないとするものではな」いと述べている。そして「政教分離原則を完全に貫こうとすれば、かえって社会生活の各方面に不合理な事態を生じることを免れない」とし、例えば(1)宗教系私立学校への国の補助金の支出、(2)文化財である神社、寺院の建築物や仏像等の維持保存のための宗教団体に対する国の補助金の支出、(3)刑務所等における教誨活動、などが一切許されなくなると論じている。そこから政教の分離原則は、国家と宗教とのかかわりの一切を禁じるものではなく「宗教とのかかわり合いをも

たらす行為の目的及び効果にかんがみ、……相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものと解すべきである」という、「目的・効果基準」に繋がっていく⁸⁾。

憲法20条及び89条の「政教の分離原則」が、その立法の目的からいって、広く宗教一般について国家との関わりを一切禁止しているとする解釈については先に疑問を呈しいるところである。その限りでは、この判決の述べるところも理解できないわけではない。しかし、本件は、国家（この場合は、地方公共団体である三重県津市）が、公金を支出して、「専門の宗教家である神職が、所定の服装で、神社神道固有の祭式に則り」行う、地鎮祭を主催した事が憲法20条三項の禁ずる国の「宗教的活動」に当たるのではないかと争われているわけである。決して国家と宗教一般の問題ではない。

したがって、憲法20条及び89条の「政教の分離原則」は、神社神道と国家の結びつきを「厳格に禁止」していると解されるから、「目的・効果基準」なるものは、そもそも採用される筋合いのものではない。憲法20条及び89条の背景にある日本国家の歴史的事情——国家と神道との結合より引き起こされた侵略戦争の負債——を意図的に覆い隠した本件判決は厳しく批判されるべきである、と思う。

(2) 愛媛玉ぐし料訴訟最高裁「違憲」判決

本件最高裁判決は、愛媛県知事等が、靖国神社又は護国神社が挙行した例大祭、みたま祭又は慰霊大祭に際して、玉ぐし料、献灯料又は供物料を奉納するため、合計16万6000円を県の公金から支出したことが、憲法20条三項の禁止する「宗教活動」にあたり、違法であり、従ってまた、本件支出は、憲法89条の禁止する公金の支出にあたり、違法であるとする違憲判断を下したものである⁹⁾。

本件では最高裁判所は上記の津市地鎮祭判決の「目的・効果基準」を踏襲しながら、その県知事らの行為は、「その目的が宗教的意義を持つ

ことを免れず、その効果が、特定の宗教に対する援助、助長、促進になる」とし、「これによってもたらされる県と靖国神社等とのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものであ」り、「宗教的活動に当たる」と判示した。

学説では、従来から津市地鎮祭最高裁判決の「目的・効果基準」のゆるやかな適用には批判が多く、アメリカの判例法を根拠にして、「目的・効果・過度のかかわり合い」（レーモン・テスト）の三点から判断すべきとする「目的・効果基準」の厳格な適用を主張する声が高かった¹⁰⁾。今回の判決は、有る意味ではこれらの批判にそれなりに答えていると考えられ、かなりの憲法研究者から肯定的評価を受けるものと思われる。

しかし、高橋裁判官の『意見』にあるように、「目的・効果基準」そのものが、「あいまいな明確性を欠く基準」であり、「いわば目盛りのない物差しである」¹¹⁾とする批判に絶えず晒されることからは免れない本質を持っている。

とすれば、政教の分離原則に関わって提訴された事件のほとんどが「公権力によってなされた事実上の行為の合憲性」を市民・住民から問うものであったし、今後も有りうるから裁判所の依拠する「違憲・合憲」判断の「物差し」が「あいまい」で「目盛りがない」のでは、市民・住民は救われないことになる。

といって国家と宗教の完全な分離を主張する高橋裁判官自ら「私も、『完全分離』が不可能あるいは不適当である場合が全くないと考えているわけではない。クリスマスツリーや門松のように習俗的行事化していることがだれの目にも明らかなものもないわけではなく、他にも同様の取扱いをする理由を有するケースが全くないと断定することはできない」と完全分離論の徹底には苦慮されている¹²⁾。

私見は、すでに述べたように憲法20条・89条の規定する政教の分離原則について 国家と宗教との徹底した分離と解することにも、「あいま

いな」目的・効果基準で対応することのいずれの立場にも賛同できない。日本国憲法の保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、その意味で普遍性を有するが、同時に基本的人権は「『時と経験のるつぼ』 のなかで生成・形成・発展されるべきものであり、『過去の反省』 もまた憲法の規範的要請である」との主張に深い共感を覚える¹³⁾。『過去の反省』 にたって「政教の分離原則」が憲法規範として制定されることを認識するならば、国家と宗教の分離原則の第一義的目的は、国家と神社神道との分離であるはずである。それゆえに、国家と神社神道との分離は、完全で徹底した分離が憲法規範として要請されていると解されるべきである。その上で他の宗教と国家との関わりについては宗教的な習俗を含めて、宮尾裁判官の『意見』 の述べるとおり「原則禁止、例外許容」で対応し¹⁴⁾、その判定基準として「目的・効果基準」の適用がなされるべきだと考える。無論、その「基準」適用に際しては、宗教的少数者の人権が充分配慮されねばならない。

すでに憲法14条の平等権については、14条に明記されている「人種・信条、性別、社会的身分又は門地」に対する差別（「区別」）とその他の条件についての差別（「区別」）について、「二重の基準」の適用が大方の研究者の支持を得ているから、憲法20条・89条の「政教の分離原則」について上記の「二重の基準」の適用に問題があるとは思われない。

次に本件最高裁判決の多数意見を批判する『三好達裁判官の反対意見』 および『可部恒雄裁判官の反対意見』 のなかに宗教系私立学校に対する公費助成について誤った把握があると思われる所以、私学助成の合憲性について私見を述べ、併せて宗教団体の政治活動なかんずく宗教団体の「政治上の権力の行使」 禁止について検討したい。

6 宗教系私立学校に対する公費助成の憲法上の疑義について

私立学校に対して国が助成金等を支出し援助する私学助成は、私立学校法第2条3項に規定された「学校法人」に対して私立学校振興助成法

に基づいてなされる助成と同法附則第2条に基づいて「当分の間」なされる学校法人以外の私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の設置者に対する助成がある。

今日、大学・短大といった高等教育機関の大半を私立学校が担っており、高等学校では25%、義務教育段階では小学校1%、中学校5%程度とされるが、私立幼稚園は全幼稚園の60%を占め、そのうち25%は宗教法人立とされている¹⁵⁾。これらの私立学校の中、特に宗教系私立学校への公金による助成は違憲ではないかとする憲法論議がなされており、この点について私見を述べておきたい。

憲法89条は、その前段で「公金その他の公の財産は、宗教上の組織、若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、……これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と規定している。かかる前段の趣旨が、「国家と宗教の分離」原則を財政面から貫こうとするものであり、したがって、この禁止規定はとりわけ「国家と神社神道」との癒着にたいして厳格に解釈・適用されるべきことは、すでに述べた。

ところでここでの問題は、憲法89条後段の「公金その他の公の財産は、……公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」とする規定の解釈にある。

学説では、当初、私的な慈善または教育事業の自主性に対する公権力の干渉を排除する趣旨と解して、「公の支配」とは「その事業の人事、予算、事業の執行などについて」の強い監督権を意味するとする立場が有力であった¹⁶⁾。かかる立場から「学校法人」に対しては、そのような監督権が及ばないから「公の支配に属する」とは言えず、したがって「学校法人」に対する助成などは憲法89条に違反するとしていた。

しかしながら、今日では、教育事業等に対する公的支援が、なにゆえに絶対的に禁止されなければならないのか、むしろ現代国家においては国民生活の各分野における国家の助成機能が期待されているのであり、私立学校の果たす社会的機能に鑑みて公費助成は当然であり、憲法89条

に違反するものでないとする立場が有力となっている¹⁷⁾。

さらに私立学校法に規定される学校のみならず、広い意味での慈善的活動……ボランティア活動団体(NPO)やNGOに対する公費助成の必要性についてもすでに議論が尽くされ、特定非営利活動(NPO)法も立法化の過程にある。「公の支配」についての当初の憲法解釈の見直しはほぼ定着している。

もっとも言及するまでもないところであるが、その公金助成の範囲、助成金の使途の監査などの明確化は、助成対象である法人や団体の設立目的とその自主性を損なわない限度内で公開してなされるべきである。憲法89条の「公の支配に属する」とは、そのような「公的機関による監査」に服するという意味として解釈されるべきであろう¹⁸⁾。

さて、前置きが長くなってしまったが、ここで検討されるべきは、宗教系私立学校に対する公金の支出が憲法違反か否かという問題である。この問題は、憲法89条前段の「厳格に解釈・適用されるべき」規定と、現代国家の対応が求められる89条後段の「解釈・適用」とがクロスしている点に難しさがある。立ち入って考察すれば、「学校法人」の背後に存在する「宗教上の組織若しくは団体」が、どの程度、当該「学校法人」の教育内容や管理運営に事実上の影響力をもっているのか、が鍵になろう。学校法人の自主性・独立性を著しく損なうほどの「支配権」をもつ場合には、確かに憲法上の疑義は否定できないからである¹⁹⁾。しかし、私立学校法に規定されて、認可を受けた「学校法人」にたいして「宗教法人」や「宗教団体」が、あからさまに「支配・介入」することは現実的には、かなり困難なのではなかろうか。この点、宗教団体や宗教法人には厳しい自己規制が求められると言える。また宗教法人・宗教団体が直接の設置者となる幼稚園には問題はなお残る。

結論を急げば、現行の私立学校振興助成法は、私立学校法第2条の規定する「学校法人」に対する公費助成を行うものであり、「宗教上の組織または団体」に対して行われているものではない。したがって、憲法

89条前段に違反するものではない。宗教系「学校法人」も私立学校法および私立学校振興助成法に基き所轄官庁の監督を受けており「公の支配」に服している。したがって、憲法89条後段にも違反するものではない、と思料される。ただ、立法論的には、学校法人や設置者に対して公金支出を行うのではなく、学生・生徒・児童・園児の本人またはその保護者が補助金の受給対象者となるよう改正されるのが望ましいと思われる。²⁰⁾

7 宗教団体の「政治上の権力行使」の禁止について

憲法20条一項後段は、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」と規定している。この条項については、従来、憲法学界では、突き詰めた論議がなされて来たとは言えず、とりわけ宗教団体による「政治上の権力の行使の禁止」規定について、そのように言える。しかし、戦後の長い自民党一党優位体制が崩壊し、野党による連立政権が誕生して、特定の宗教団体を強力な支持母体とする政党から内閣の構成員が出る事態に及んでは、いつまでも憲法研究者が沈黙を続けることは許されないかと思われる。ただ、その後の政変により誕生した自民・社会（現社民）・さきがけの与党三党では、「宗教団体の政治への介入をチェックするため」、憲法20条の政教の分離規定に対する『政府見解』の見直しを含め再検討を行う方針と伝えられた²¹⁾。もっとも、その後の新進党の分裂が、自公民路線の復活を憶測させ、事実、政府見解の見直し作業も中断されているようである。これら政党の思惑はどうであれ、宗教団体の「政治上の権力行使」の禁止条項についての私見をここで述べておきたい。

まず宗教団体の「政治権力行使の禁止」に言及している幾つかの憲法解釈・学説の述べるところを見てみよう。宮沢俊義教授によれば「『政治上の権力』とは、現在は国または地方公共団体に独占されている統治的権力をいう。立法権・課税権・裁判権・公務員の任免権などは、これに属する。古くは、どこの国でも、教会や寺院が『政治上の権力』

行使したことがあるが、現代の日本には、その例はない²²⁾。また小嶋和司教授は「ここで行使を禁止される『政治的権力』とは、国家意思の形成過程に登場するプレシュア・グループとしての政治的圧力のことではない………『政治的権力』とは、本来、国・公共団体が支配者として国民に対して行使すべき支配権のことである」と説かれている²³⁾。伊藤正己教授、佐藤幸治教授、吉田善明教授、大石眞教授もまた「政治上の権力」の把握においては同旨と思われる²⁴⁾。これに対し、「政治上の権力行使」の禁止は、宗教団体が「積極的な政治活動によって政治に強い影響を与えることを禁止したもの」であり、「国家が宗教的活動することと同様に、宗教団体が政治的活動をすることも、政教の分離原則に反して違憲となる」とする田上穰治教授の見解があり²⁵⁾、また「政治上の権力」を「政治的権威」と把握して、宗教団体が「政治的影響力を行使することを禁止する趣旨と解する学説もある²⁶⁾。ここで対立する憲法解釈・学説を抽象的に比較検討することは、とりあえずは避けて、実際の日本の今日的状況を踏まえて見て行くこととしたい。

オウム真理教事件は改めて「宗教」とは何かを国民に問いかけたが、同時に宗教団体・宗教法人のあり方に大きな疑問が投げかけられることとなり、雑誌『世界』（1996年10月号）でも特集「討論・宗教と政治」組まれ、四教団を代表する人たちの見解が述べられているので、これを素材として宗教団体と政治について考えて行きたい。

まず浄土宗の立場から寺内大吉氏は「一応浄土宗では、国政選挙にも、また地方選挙にも、特定の候補者を支援したり応援したりする立場は取っていません。……特定の候補者については、精神的支援はしても、金銭的にはもちろんのこと、具体的な支援はしないというのが建て前です。立候補者のところには、かならず勝ちますようにというお札を届けるのがせいぜいです」とし、松井石根氏は「自前の政党・結社は極力差し控えるべきである、というのがわれわれの立場です。………われわれには試行錯誤の歴史があり……昭和二六年、当時、選挙には教団挙げてかな

り応援をしたわけです。ところが ……反省が出てきました、教団の代表として選挙に出ることは認めないということになりました。……立候補するさいには本部の役職をやめて出ること、推薦は教団としてではなく、個人として行うというスタンスです」と天理教の立場を述べ、神社本庁のスタンスについて茂木貞純氏は「神社界は、氏子、崇敬者から構成されていますから、その人たちに神社が強制的にある政党を支援させることはできません。また選挙のさいには様々な政党の方々が神社に必勝祈願という形でお祈りに来られます。……われわれも敬神家の候補者を推薦する程度の関わりになってきます」とされている。²⁷⁾

これらの宗教団体のスタンスと顕著な違いは創価学会の桐ヶ谷章氏の発言に見られる。桐ヶ谷氏は「創価学会は、信教の自由の一環として、宗教的理念というものを、社会、政治に反映していくことは憲法で保障されている、という基本的な考え方を持っております。……『政教分離の原則』は、……宗教団体の政治活動を禁止したり制限したりするものではありません。したがって、宗教団体が政治活動を行うことは一向かまわないし、むしろ積極的にそれを行っていくことが信教の自由を現代的に展開していく一つのあり方だと考えます。……公明党結成以後は公明党から立候補していくという形になって、それを創価学会が全面的に応援するという形態をとっています」とし、さらに司会者の棚村正行氏の「公明党が新進党に合流すると、創価学会はこれを支援するという方式をとりました。……政権政党を目指すということが最大の理由なのですか」との質問に対して桐ヶ谷氏は「必ずしもそうではありません。もちろん政党である以上政権を目指しますし、公明党の時代もそうでした。自分たちの理想を政治の場で実現していくためには当然のことです。ただし教義を生のまま政治の場で実現していこうということではなくて、あくまでも教義の根底のある普遍的な価値を、よりよい形で政治の場で実現していこうというものです」と答えられている。²⁸⁾

この桐ヶ谷氏の発言から窺える宗教団体としての創価学会のスタンス

には、しかし、おおきな疑問を提示せざるを得ない。

一般的に言えば、「宗教団体にもその構成員にも政治活動の自由があり、憲法がその政治活動を禁止していると解することはできない」（伊藤正己・憲法・267頁）と考えられる。制憲時における金森徳次郎国務大臣の「政党としてのその（宗教団体）の関係者が政治上の行動をすると云うことを禁止する趣旨ではございませぬ。……この権力を行使すると云うのは、政治上の運動をすることを直接に止めた意味ではないと思います」との答弁も同じ趣旨であろう²⁹⁾。1970年代に出された「宗教団体が政治的活動をすることを排除するものではない」とする「政教の分離」に関する『政府見解』もこれらと軌を一にするものであろう。

しかし他方同時に、民主制においては多様な価値体系が並立的に存在することが許容されねばならず、宗教団体は他の団体と比較して「妥協性に欠けるために国民意思の形成に適合しない」ことも認められねばならないであろう³⁰⁾。特定の宗教団体が国政を動かすことは憲法の「政教の分離原則」の趣旨から考えて、望ましくないことは明らかだと思われる。

桐ヶ谷氏の言われる「自分たちの理想を政治の場で実現していく」、「教義の根底にある普遍的な価値を、よりよい形で政治の場で実現していこう」とする姿勢は、自分たちの「理想」・自分たちの「普遍的価値」の実現を政治の場で行おうとするものであって、民主政治の根本原理に違背すると言えよう。宗教団体の「政治活動の自由」が一般的には認められるとしても、そこには、他教団の三氏が語っておられるように宗教団体と政治活動との間に「境界」を置くことが必要である。

さらに特定の宗教団体の全面的支援に依っている政党が政権政党となり、閣僚ポストを占有する事態となれば、憲法20条一項後段の禁じている「政治上の権力の行使」が顕在化することになる。宗教団体による「政治活動の自由」と言っても、おのづと「限界」の有ることは、あまりにも当然の事理ではないかと思われる。

このような観点からみれば、公明党に対する政党助成法にもとづく公金支出には重大な憲法上の疑義が生じるであろう。宗教団体である創価学会からは独立した政党としての「公明党」ではあるとしても、事実上、もし政党の理念・運動指針・人的組織・財政等について宗教団体である「創価学会」の「支配・介入」が常態であるならば、憲法89条一項前段の禁止する「宗教上の組織若しくは団体」に対する公金の支出とみなされるからである。実態をふまえた検証が必要とされていると言えよう。

したがって、憲法20条一項後段の宗教団体による「政治上の権力行使の禁止」規定は、「今日では、統治権は国家が握っており、宗教団体がこれを行使することはまず考えられない」とし、「この規定は多分に沿革的な意義を持つにとどまる」と見ることは³¹⁾、日本の現況からみて、賛同することは出来ない。

8 結びに替えて

東西冷戦構造の崩壊は世界的規模での政治・経済・社会の劇的な構造変革をもたらせている。自民党一党優位体制の崩壊もその激変の一環である。おそらく国内におけるかかる変化が起きていないければ、日本国憲法の価値体系の擁護に冷淡な対応を続けてきた最高裁判所の愛媛玉ぐし料訴訟「違憲」判決は出されなかたであろうと思われる。ささやかな変化が、最高裁判所にも訪れているように見える。憲法理論・学説もまた時代の「子」たる立場をまぬがれ得ない。「過去の反省」もまた「憲法規範的要請である」ことを認識しつつ、多様な価値観の併存が許容される、民主的な非戦平和国家の建設に貢献しうる新しい憲法理論の形成に努めなければならない、と思う。

付 記

本稿は、聖泉短期大学学会での研究報告（1996年11月26日）をベースとして加筆、修正を行ったものである。

注

- 1) これに対し、政教分離規定を「狭義の宗教の自由……を強化ないし拡大する人権保障条項」と見る見解がある（高柳信一「政教分離判例理論の思想」下山英二・高柳信一・和田英夫編『アメリカ憲法の現代的展開2 統治構造』 東大出版会、1978年 222頁）。高柳教授の意図は充分に理解できるが、基本的人権そのものと解することには無理があると思われる。高柳教授の人権説を批判検討したものとしては、例えば戸波江二「政教分離の法的性格」（芦部信喜先生還暦記念『憲法訴訟と人権の理論』有斐閣、1985年 532頁）。しかし、「政教分離が人権でないとしても、憲法20条三項が、人権規定でないとはいえ（ず）、対国家との関係では、宗教的人格権の根拠にもなる」とする見解もある（平野武「政教の分離と憲法訴訟」・覚道豊治先生古希記念・『現代違憲審査論』 法律文化社、1996年 305頁）。
- 2) 樋口陽一・吉田善明編『解説 世界憲法集 第3版』三省堂、1994年。三つの分類については芦部信喜『憲法』（岩波書店、1993年）129頁、大石眞『憲法と宗教制度』（有斐閣、1996年）246頁など。
- 3) 浦部法穂『憲法学教室 I』（日本評論社、1998年）167頁。
- 4) 代表的な見解として、芦部・前掲書 129頁。
- 5) 津地鎮祭事件最高裁判決（最大判昭52・7・13民集31巻4号533頁）
- 6) 上田勝美『新版 憲法講義』（法律文化社、1996年）171頁など。
- 7) 初宿正典「信教の自由と政教分離 — 概観と展望 —」（『公法研究』 第59号、有斐閣、1997年、244頁）。
- 8) 津市地鎮祭事件最高裁判決（最大判昭52・7・13民集31巻4号533頁）
- 9) 愛媛玉串料訴訟上告審判決（最大判平9・4・2判時No.1601号47頁以下）
- 10) 例えば、中村睦男『論点憲法教室』 有斐閣、1990年 130頁。
- 11) 「裁判官高橋久子の意見」（前掲『判時』58頁）。
- 12) 「裁判官高橋久子の意見」（前掲『判時』59頁）。
- 13) 畑尻 剛「愛媛玉ぐし料訴訟最高裁判決の経緯と概要」（『法律のひろば』1997年7月号）12頁。

- 14) 「裁判官宮尾行信の意見」(前掲『判時』 60頁)。
- 15) 大石・前掲書 278頁。
- 16) 宮沢俊義著芦部信喜補訂『全訂日本国憲法』(日本評論社、1978年) 238頁以下。
- 17) 今日では、学校法人に対する公費助成を違憲とする見解は、憲法学界ではほとんど見られないと言ってよい。和田英夫「公金支出の制限」(小嶋和司編『憲法の争点』) 有斐閣、1985年) 241頁。
- 18) 橋本公亘『日本国憲法』(有斐閣、1995年) 541頁。
- 19) 中村・前掲書 310頁。
- 20) 佐藤幸治『憲法〔新版〕』(青林書院、1990年) 449頁、杉原泰雄『憲法Ⅱ』(有斐閣、1985年) 241頁。
- 21) 1995年11月28日付け『読売新聞』
- 22) 宮沢・前掲書 240頁。
- 23) 小嶋和司『憲法概説』(良書普及会、1987年) 192頁。
- 24) 伊藤正己『憲法』(弘文堂、1982年) 267頁、佐藤・前掲書 445頁、吉田善明『日本国憲法論』(三省堂、1990年) 271頁、大石・前掲書 247頁。
- 25) 田上穰治『日本国憲法原論』(青林書院新社、1980年) 124頁、上田・前掲書、171頁も同旨と思われる。
- 26) 佐藤功『憲法(上)新版』(有斐閣、1983年) 308頁。
- 27) 『世界』(1996年10月号) 42頁以下。
- 28) 『世界』(1996年10月号) 43頁以下。
- 29) 清水伸編著『逐条日本国憲法審議録・第2巻』(有斐閣、1962年) 424頁以下。
- 30) 伊藤・前掲書、267頁。
- 31) 浦部・前掲書、170頁。